

4 Rアクションサポート事業補助金交付要綱

平成22年5月31日
宮崎県4 R推進協議会

(趣旨)

第1条 宮崎県4 R推進協議会(以下「協議会」という。)は、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会づくりを進めるため、研修事業等を行う県内の団体等に対し、補助金を交付することにより、県民及び事業者の意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 主として県内で活動をする法人又は団体であること。
- (2) 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行がなされること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が、同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、循環型社会推進のための活動のうち、次に掲げる事業とする。ただし、政治活動や宗教活動、営利事業を目的とする活動内容であると認められるものは除く。

- (1) 講演会、研修会、見学会の実施
- (2) 循環型社会に資するモデル事業の実施
- (3) 先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(事業申請書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書類を協議会長の定める期日までに協議会事務局に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(以下「申請書」という。)(別記様式第1号)
- (2) 事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 収支予算書(別記様式第3号)
- (4) 誓約書(別記様式第8号)
- (5) 定款、寄付行為又は規約等の写し
- (6) その他協議会長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(補助金の交付及び額の決定)

第6条 協議会長は、第5条の申請書及び関係書類が提出されたときは、当該書類を審査し、補助

金を交付すべきものと認めたときは、その額を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 協議会長は、前項の場合において必要があるときは、当該申請書に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

(補助金申請書の取下げ)

第7条 前条の規定による決定の通知を受けた申請者は、その内容に不服があるときには、通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助金申請書の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請書の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助条件)

第8条 補助金の交付に係る補助条件(以下「条件」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金の対象経費に対し、他に国、県などから補助金等を受けていないこと。
 - (2) 原則として、当該補助対象事業は補助金の交付決定のあった年度内に完了するものとする。
 - (3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
 - (4) その他この要綱の定めに従うべきこと。
- 2 協議会長は、前項の条件を第6条の交付及び額の決定通知に記載し、条件が遵守されていない場合は、額の決定後でも当該事業の中止を命じることができる。この場合、必ず申請者に通知するものとする。

(変更の報告等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ協議会長に変更承認申請書(別記様式第4号)を提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書、収支予算書の内容を変更しようとするとき(対象経費の2割以内の減額、交付決定額の変更を伴わない対象経費の変更及び対象経費でない各経費の変更を除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、その申請書に定める事業を完了したときは、事業実績報告書(別記様式第5号)に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までに協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第3号)
 - (3) 事業実施に係る写真
 - (4) 支出を証する書類(写しで可とする。)
 - (5) その他協議会長が必要と認める書類
- 2 第5条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第5条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした者にとっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の額の確定等)

第12条 協議会長は第10条の書類を提出を受けた場合速やかにこれを審査し、当該補助事業の成果が、補助金の交付及びこれに附した条件に適合すると認めた時は交付すべき補助金の額を定め、申請者に通知しなければならない。

(請求)

第13条 申請者は前条の通知を受け、速やかに支払請求書（別記様式第7号）を提出する。

2 協議会長は前項の規定による支払請求書の提出があった時には、30日以内に乙に補助金を支払うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により協議会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度の予算に係る4Rアクションサポート事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算にかかる4Rアクションサポート事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度の予算にかかる4Rアクションサポート事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の予算にかかる4Rアクションサポート事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行し、平成31年度の予算にかかる4Rアクションサポート事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行し、令和5年度の予算にかかる4Rアクションサポート事業補助金から適用する。

別表

補助対象事業	対象経費	補助率	補助上限
(1) 講演会、研修会、見学会の実施	① 講師謝金・旅費（ただし、団体の講師とする場合を除く） ② 会場使用料 ③ 研修に係る資料代、材料代、交通費（備品、不動産の購入費を除く） ④ その他必要と認められる経費	10 / 10以内 ただし、事業の実施に必要な交通費については1 / 2	30万円 ※1
(2) 循環型社会に資するモデル事業の実施	① 事業に係る資材費（備品、不動産の購入費を除く） ② その他必要と認められる経費		
(3) 先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究	① 調査にかかる旅費 ② 研究資材等の購入費用（備品、不動産の購入費を除く） ③ 相手方への謝金 ④ その他必要と認められる経費	10 / 10以内	30万円 ただし、「①調査にかかる旅費」については、1人あたり10万円を超えないこと

※1 講師謝金について、補助上限を以下のとおりとする。

学識経験者・専門家の場合 1万円

その他の場合 5千円

宮崎県4R推進協議会
会長 ○○○○○ 様

住所
団体名
代表者名

年度4Rアクションサポート事業における補助金交付申請書

4Rアクションサポート事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、年度4Rアクションサポート事業における補助金交付について、関係書類を添えて申請します。

記

1 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第8号）
- (4) 定款・寄附行為及び規約等

2 代表者及び役員名簿、生年月日一覧

役職名	氏名	ふりがな	生年月日

※役員数が多い場合は、別紙にして提出してください。

3 主な連絡先等

事務所の電話番号 （無い場合は代表者の自宅）	
事務所のFAX番号 （無い場合は代表者の自宅）	
メールアドレス	

事業計画書

事業の種類※	
事業期間	
事業内容	
事業の意義と展開	
実施（予定）会場	
総事業費	
講師名 （法人・団体に所属している場合はその名称も）	
参加者の公募の有無 及び公募の方法	
特記事項	

※ 交付要綱第3条に掲げられている事業のうち、該当するものを記載すること。

事業実績書

事業の種類※	
事業期間	
事業内容	
事業の意義と展開	
実施会場	
総事業費	
講師名 (法人・団体に所属している場合はその名称も)	
参加者の公募の有無 及び公募の方法	
特記事項	

※ 交付要綱第3条に掲げられている事業のうち、該当するものを記載すること。

様式第3号（第5条、10条関係）

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
計		

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	積算	備考
計			

様式第3号（第5条、10条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	備 考
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	積 算	備 考
計			

様式第4号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県4R推進協議会
会長 ○○○○○ 様

住 所
団体名
氏 名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

年度4Rアクションサポート事業に係る計画の変更承認申請書

年 月 日付け県4R推進協 号で交付決定を受けた標記事業について下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 交付決定額
- 4 変更しようとする内容及びその理由
- 5 担当者連絡先
担当者氏名
電話番号
電子メール

様式第5号（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県4R推進協議会
会長 ○○○○○ 様

住所
団体名
代表者名

年度4Rアクションサポート事業における事業実績報告書

4Rアクションサポート事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
シヨンサポート事業における事業実績について、関係書類を添えて報告します。

年度4Rアク

1 関係書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 事業実施に係る写真
- (4) 支出を証する書類

2 担当者連絡先

担当者氏名
電話番号
電子メール

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県4R推進協議会
会長 ○○○○○ 様

住 所
名 称
代表者名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け県4R推進協 号で交付決定のあった標記補助対象事業について、4Rアクションサポート事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 担当者連絡先
担当者氏名
電話番号
電子メール | | |

様式第7号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県4R推進協議会
会長 ○○○○○ 様

住 所
名 称
代 表 者 名

年度4Rアクションサポート事業補助金支払請求書

年 月 日付け県4R推進協 号で交付決定のあった標記補助対象事業について、4Rアクションサポート事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円也

2 振込先

金融機関名	銀行 支店
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

3 担当者連絡先

担当者氏名
電話番号
電子メール

様式第8号（第5条関係）

宮崎県4R推進協議会
会長 ○○○○○ 様

団体名
カガナ
代表者名
生年月日 年 月 日

誓 約 書

私は、 年度4Rアクションサポート事業における補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 当団体は、宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団ではありません。
- 当団体の代表者及び役員は、宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者ではありません。